

千葉県告示第457号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和5年5月29日

千葉市長 神谷俊一

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称 東千葉ハイツ自治会

(2) 所在地 千葉市中央区東千葉1丁目3番7号
東千葉ハイツ管理事務所

(3) 代表者 氏名 野里 一七

住所 千葉市中央区東千葉1丁目3番
東千葉ハイツ3棟212号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の変更

ア 代表者氏名

「大山 秀明」を「野里 一七」に改める。

イ 代表者住所

「千葉市中央区東千葉1丁目3番

東千葉ハイツ4棟205号」を

「千葉市中央区東千葉1丁目3番

東千葉ハイツ3棟212号」に改める。

(2) 変更の年月日

令和5年4月16日

(3) 変更の理由

役員改選のため。